

## 地域医療支援病院名称承認に係る審査表

医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院

病院の概要	
所在地	東京都板橋区小豆沢2丁目12番7号
開設年月日	昭和37年6月1日
診療科	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、腎臓内科、人工透析内科、脳神経内科、糖尿病内科、腫瘍内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、整形外科、腎臓外科、脳神経外科、形成外科、美容外科、精神科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、救急科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、麻酔科、移植外科、肛門外科、小児外科
重点医療	救急医療、災害医療、感染症医療
指定等	東京都指定二次救急医療機関 東京都災害拠点連携病院 感染症法医療措置協定締結医療機関（第一種及び第二種指定） 臨床研修指定病院 等
病床数	569床（一般病床569床）

審査項目	申請病院の実績
① 紹介患者に対して医療を提供することとし、次のいずれかに該当すること。 ア 紹介率 80%以上 イ 紹介率 65%以上、かつ逆紹介率 40%以上 ウ 紹介率 50%以上、かつ逆紹介率 70%以上	○令和6年度の紹介率 84.8% (A/B) ○令和6年度の逆紹介率 78.7% (C/B) ⇒ <u>アに該当</u>  紹介患者数 11,275人(A) 初診患者数 13,303人(B) 逆紹介患者数 10,469人(C)
② 病院の建物、設備、器械等を地域の医療従事者の診療、研究等に共同利用できる体制を整えていること。	○共同利用の範囲 ⇒ 病床(2床)、手術室、カテーテル室、検体検査室、生理検査室、講堂、図書室、研究室、高額医療機器(MRI、CT等)ほか  ○共同利用件数(令和6年度) ・高額医療機器利用 23件  ○共同診療件数(令和6年度) 0件  ○共同利用に関する規程 ・「板橋中央総合病院 地域医療支援共同利用運営規定」

審査項目	申請病院の実績
<p>③ 常時、重症の救急患者に対し医療を提供できる体制を確保することとし、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 救急自動車搬送患者数が1,000人以上</p> <p>イ 救急自動車搬送患者数が救急医療圏（二次医療圏）人口の0.2%以上</p>	<p>○重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況 医師107人、看護師15人、救急救命士4人</p> <p>○診療施設 救急救命室、手術室9室、ICU、HCU、SCU、放射線一般撮影室、放射線CT撮影室</p> <p>○重症救急患者のための病床の確保状況 ・優先的に使用できる病床 6床 ・専用病床 14床</p> <p>○令和6年度救急医療提供実績 ・救急自動車により搬送された患者の数 12,139人 <u>⇒アに該当</u></p>
<p>④ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することとし、年間12回以上の研修を主催していること。</p>	<p>○令和6年度の研修会実績 ・講演会、症例研究会等 12回 ・地域医療機関からの参加者 130人</p> <p>○「板橋中央総合病院 研修委員会」を設置。</p>
<p>⑤ 集中治療室、化学・細菌・病理検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、医薬品情報管理室、緊急用又は患者輸送用自動車を有すること。</p>	<p>○集中治療室（3室、36床）、化学検査室1室、細菌検査室1室、病理検査室1室、病理解剖室1室、研究室1室、講義室2室、図書室1室、医薬品情報管理室1室、患者輸送用自動車2台を有している。</p>
<p>⑥ 紹介しようとする医師・歯科医師に診療及び病院の管理運営に関する諸記録を閲覧させる体制を整えていること。</p>	<p>○「板橋中央総合病院 地域医療支援に伴う諸記録閲覧規程」により諸記録を閲覧させる整備を整えている。</p>
<p>⑦ 学識経験者からなる運営委員会を設置し、地域における医療の確保のために必要な支援に係る事項を審議すること。</p>	<p>○「板橋中央総合病院 城北地区地域医療連携委員会」を設置。</p> <p>・（委員構成） 地区医師会 1名 地区行政（保健所） 1名 医療圏内病院代表 3名 内部委員 4名 <u>計 9名</u></p>

審査項目	申請病院の実績
⑧ 患者からの相談に適切に応じられる体制を確保すること。	○相談窓口で主にソーシャルワーカーや事務職員が相談に対応。 相談件数：323件
⑨ 居宅等における医療の提供の推進に関する支援を実施すること。	○地域の在宅療養スタッフを対象とした研修実績 1回19人 ○退院前カンファレンス有
⑩ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。	○感染症法第一種及び第二種協定指定医療機関  (平常時) ○多職種から構成される感染対策チームを中心に感染対策マニュアルの整備や院内研修を年2回以上実施。 ○近隣医療機関との合同カンファレンスを年4回実施しているほか、地域の関係機関と連携を密により定期的に情報共有等を行っている。  (まん延時又はそのおそれがある時) ○感染症法医療措置協定に基づき、流行初期期間は30床、流行初期期間経過後は33床の受入れ病床を確保するとともに、発熱外来や自宅療養者に対する電話・オンライン診療等を行う体制を確保している。
⑪ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。	○東京都災害拠点連携病院  (平常時) ○年1回の総合消防訓練に加え、各部署において災害時を想定した役割確認やトリアージ訓練等を定期的に実施。 ○災害用応急資材として食料・水等を確保(3日分)。  (災害時) ○災害対策本部を設置し診療体制及び受入方針等の指揮を執るとともに、トリアージセンターを開設し、緊急度・重要度に応じた医療提供を実施。 ○災害時における医療支援チームの編成及び派遣体制を確保(AMAT派遣)。